

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
36	<p>4 公有財産</p> <p>(2) 現物管理の不備</p> <p>【現状の問題点】 抽出したサンプル 6 件から現物管理の不備 2 件が検出された点を考慮すると、有効な現物調査を実施していたといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】 定期的な現物調査を行い、固定資産台帳と現物の整合性を確認のうえ、不整合があれば固定資産台帳を適時に修正する。</p>	<p>適正な資産管理を行うため、毎年度、各課から報告される当該年度の除却資産報告時に、固定資産台帳と全ての資産との照合作業を徹底します。</p> <p>(総務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成29年度に、固定資産台帳に登録されている304件全ての工具器具備品について、現物調査を実施しました。</p> <p>今後におきましては、固定資産台帳との照合作業を徹底してまいります。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
46	<p>5 会計</p> <p>(3) 退職給付費用の年度所属誤り</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>「調整率」を考慮した退職給付引当金の見積りが合理的といえるか疑問である。</p> <p>また、平成27年度における退職手当支出額と水道事業会計負担額の差額43,520千円の精算に係る会計上の手当が行われておらず、退職給付費用の年度所属誤りと認められる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>退職給付引当金については、「会計基準の見直しに関するQ&A Q3-21」に示されている方法を参考に引当計上する。</p> <p>また、各年度における支給額と負担額の差額の精算については、「未収金」または「未払金」を計上するのが合理的である。</p>	<p>退職手当の会計間負担按分の直近数年間の状況は、平均すると上下水道局退職者に係る退職手当の約2割程度を他会計が負担することとなっており、上下水道局職員の期末要支給額全額を引当計上した場合、引当額が過大となる可能性があるため、今後の他会計間の負担の状況を勘案し、引当計上の方法を検討します。</p> <p>(経営企画課)</p> <p>退職手当の支給額と負担額の差額の精算については、一般会計及び病院事業会計における年度所属とも整合を図る必要があることから、当該年度中に会計上の精算手続きを行うことの可否を含め、他会計の関係部署と検討を進めます。</p> <p>(総務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>退職手当の会計間負担按分の実績及び見込みによる検討を行いながら、上下水道局職員の期末要支給額全額を引当計上した場合に引当額が過大とならないよう、引き続き他会計間の負担の状況を勘案した、引当計上に努めます。</p> <p>(経営企画課)</p> <p>平成30年3月26日付け決裁で、各会計における職員の退職手当の取扱いの改正を行いました。</p> <p>これにより、退職手当の支給額と負担額の差額の精算については、平成29年度退職手当支給分から、会計上の事務手続きを当該年度中に行うこととしました。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第6項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
48	<p>5 会計</p> <p>(4) 不明確な根拠に基づく修繕引当金の取崩し計画</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>市の水道事業における会計方針として修繕引当金の取崩し方針自体がないため、「従前の例により取り崩す」という経過措置に沿っているか不明確である。</p> <p>また、財務諸表において、「引当金の計上方法」に修繕引当金の記載がなく、注記開示の不備と認められる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>修繕引当金の取崩し方針を定め、取崩し対象範囲等を明確にする。</p> <p>また、財務諸表において、修繕引当金に係る経過措置適用に関する注記を開示する。</p>	<p>「修繕引当金の取崩し方針」を策定します。</p> <p>また、財務諸表において「修繕引当金に係る経過措置適用に関する注記」を開示します。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成29年度に「盛岡市上下水道局修繕引当金取崩し基準」を策定しました。</p> <p>また、平成29年度当初予算の財務諸表より、「修繕引当金に係る経過措置」の適用に関する注記を開示しました。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。